

商品先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃に反対する意見書

2013年8月28日

金融庁 御中
経済産業省 御中
農林水産省 御中

先物取引被害全国研究会
代表幹事 弁護士 斎藤 英樹
事務局長 弁護士 向來 俊彦

(連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満5-1-3
南森町パークビル6階
斎藤英樹法律事務所
TEL 06-6367-6692 FAX 06-6367-6693

当研究会は、昭和57年、先物取引被害の予防と救済を目的として設立された、全国数百名の弁護士からなる団体である(<http://www.futures-zenkoku.com/>)。

当研究会は、商品取引所法の2009年改正によって法214条9号が新設され、不招請勧誘禁止が導入されることとなったことを受けて、2010年3月23日付不招請勧誘禁止の完全導入を求める意見書¹を提出し、さらに、2010年8月13日付で、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(案)に対して意見²を述べ、2010年9月13日付で、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令(案)等に対して意見³を述べた。

今回、金融商品取引法の2012年改正にともなって実施される総合的な取引所の整備に関連し、不招請勧誘禁止規定について、次のとおり意見を述べる。

¹ <http://www.futures-zenkoku.com/ikensyo/sakimono100323.pdf>

² <http://www.futures-zenkoku.com/ikensyo/sakimono100813.pdf>

³ <http://www.futures-zenkoku.com/ikensyo/sakimono100913.pdf>

第1 意見の趣旨

- 1 総合取引所制度の下で、商品先物取引に関する不招請勧誘禁止を撤廃することについては、強く反対する。
- 2 金融商品取引法施行令第16条の4（不招請勧誘等が禁止される契約）に、投機性が高く、相場の変動により、個人顧客の損失が初期の投資額を超えるおそれのある市場デリバティブ取引を追加すべきである。仮に、従前の市場デリバティブ取引を不招請勧誘禁止から除外する趣旨を維持する場合には、少なくとも、商品関連市場デリバティブ取引を不招請勧誘の禁止対象に追加すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに（不招請勧誘禁止規定の導入）

先物取引とは、当初の投資金の何倍もの損失が生じることを覚悟しつつ、投資金を何倍にもすることを旨とする「投機」であるところ、そのような投機を希望し、投機に適合する者など、本来滅多に存在しないものであって、たとえ、一定の高額所得者の名簿等に従って電話勧誘などを行っても、本来契約などほとんど取れないはずである。ところが、先物取引のような投機に適合せず、希望もしない者に対して、突然の電話で投資金を何倍にもすることのみを強調し、投資金以上の損失が生じる危険性をほとんど認識させないで取引に引き込むのが、これまでの不招請勧誘に基づく先物取引勧誘の実態であった。

そして、ひとたび取引に引き込めば、先物取引業者は、顧客に「客殺し」といわれる甚大かつ悲惨な被害を与え続けてきたものである。商品先物取引法における不招請勧誘規制は、こうした被害を生み出す業界の営業姿勢が、自主規制や再勧誘の禁止等の規制によっては一向に是正できなかったために、当研究会を初めとする消費者・被害者関係団体等の長年に渡る強い要望に応じて、ようやく2009年の商品取引所法改正⁴で不招請勧誘禁止規定が導入された（法214条第9号）。

2 総合的な取引所整備と内閣府副大臣の発言

(1) 2012年金融商品取引所法の改正

証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」実現のための施策、国際的な議論を踏まえた店頭デリバティブ規制の整備、適切な不公正取引規制等の確保のための課徴金制度、インサイダー取引規制の見直しを目的とした、「金融商品取引法等の一部を改正する法律

⁴ 2009年の商品取引所法改正は、海外先物取引やロンドン取引（店頭取引）など国内公設取引以外のトラブルが急増し、これらを含めた包括的な規制法とする改正がなされたが、委託者保護を一層強化するため、不招請勧誘の禁止規定が導入された（現在、「商品先物取引法」と改称されている）。

案」が2012年3月9日に第180回国会に提出され、国会における審議を経て、9月6日に成立し、9月12日に公布されている。

上記法改正のうち総合的な取引所実現のための制度整備は、金融庁・農林水産省・経済産業省の副大臣・大臣政務官で構成する「総合的な取引所検討チーム」において具体的な検討が進められ、平成22年12月22日の「中間整理」⁵、平成24年2月24日の「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」⁶に沿って、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所について、規制・監督を一元化する趣旨をふまえて立法化されたものである⁷。

(2) 総合的な取引所の実現に向けた内閣府副大臣の発言

このように、2009年の商品取引所法改正で不招請勧誘禁止規定がようやく導入されたにもかかわらず、本年6月19日、第183国会の衆議院経済産業委員会において、証券・金融・商品を一括的に取り扱う総合取引所で円滑な運営のための法整備に関する議論の中で、内閣府副大臣は、「商品先物取引についても、金融と同様に、不招請勧誘の禁止を解除して、取引所取引を行える方向で推進していきたい」と答弁した。

また、2013年8月23日付け新聞記事には、「政府は、商品先物取引に対する『不招請勧誘規制』の解除を検討する。」「金融商品と現物商品を一体的に取り扱う総合取引所の創設に向けた地ならしの一環。」「具体的には、商品先物取引の取引所取引に限って同規制を撤廃し、店頭取引については引き続き禁止する方針。」「商品取引所法の所感は経済産業省と農林水産省だが、総合取引所の創設時に監督権限が一元化される金融庁の主導で法改正を目指す。」と報じられている⁸。

上記答弁や政府方針は、総合取引所において商品先物業者に対しても監督権限を有する金融庁が、商品先物取引における不招請勧誘禁止を撤廃することを検討していることを示すものである⁹。しかし、この答弁や政府方針は、

⁵ <http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101224-4/01.pdf>

⁶ <http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120224-2/01.pdf>

⁷ 上記取りまとめの制度概要においては、○「金融商品」の定義に、当面、商品先物取引法上の商品からコメ等の特定商品を除いたものを加えること、○証券・金融と上記の商品を一体として取り扱う総合的な取引所については、金融商品取引法に基づき規制し、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督を行うこと、○取引所における商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業者の業務に追加し、当該業務には、原則として、第一種金融商品取引業者にかんする規制を適用する、○行為規制等については、現在の金融商品取引法の規制を原則として適用するが、商品先物取引法における現状の規制及びその実施状況や、垣根を取り払い横断的な取引所を創設するとの基本的考え方等も勘案して、法整備するなどとしていた。

⁸ 2013.8.23 付ニッキン朝刊 2面

⁹ ただし、2012年の改正金融商品取引所法では、金融商品の定義に、商品先物取引法2条1項に規定する商品のうち、当該商品の適切な価格形成が阻害されることがなく、当該商

後述するように、不招請勧誘禁止規定が導入された経緯や平成24年2月から6月までに開催された産業構造審議会商品先物取引分科会での取りまとめに反するものであり、到底見過ごすことのできないものである。

そして、商品先物取引における不招請勧誘禁止の解除は、総合取引所において一般消費者に多大な被害を発生させる可能性が高まるとともに、公正な価格形成を担うべき市場の役割と機能を歪めわが国の金融取引所が本来あるべき姿から遊離する要因となることに、当研究会及びその参加弁護士は重大な懸念を抱き、本意見書において意見を述べるものである。

3 産業構造審議会商品先物取引分科会における議論と不招請勧誘禁止規定の維持

(1) 産業構造審議会商品先物取引分科会における不招請勧誘禁止の議論

平成24年2月から6月にかけて開催された産業構造審議会商品先物取引分科会の中では、総合取引所の下での法整備が議論されたが、商品先物業界関係の多くの委員から、「商品先物取引については、不招請勧誘規制を見直すべきである。」との意見が出された。

これらの委員の意見の根拠は、

- ① 平成23年1月より導入された不招請勧誘の禁止が、現在の国内商品先物取引の低迷の大きな要因となっている。国内商品先物取引に関する苦情件数の減少が現在も続いているのであるから、不招請勧誘規制を見直すべきである、
- ② 店頭取引でそもそも価格形成がどうなっているかわからないものについては不招請勧誘の禁止は必要だが、透明・公正な取引所取引については、不招請勧誘禁止は不要である、
- ③ 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所において、証券・金融デリバティブ取引の取引所取引については不招請勧誘が禁止されていない一方で、商品デリバティブだけが取引所取引について不招請勧誘禁止さ

品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益な商品（政令指定）を含めたことから（金商法24条第3号の2）、金商法2条21項の「市場デリバティブ取引」の「金融商品」の定義にも、商品・商品に係る金融指標がそれぞれ加わることになり、「商品関連市場デリバティブ取引」を含んだ取引に自動的に拡張されている（逐条解説2012年金融商品取引法改正・106頁）。他方で、金融商品取引法の不招請勧誘禁止規定は、政令指定制をとっていて、現在は、店頭金融先物取引と個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引のみを指定しているので（施行令16条の4第1項）、現状のままでは、商品関連市場デリバティブ取引は、金融商品取引法上、不招請勧誘禁止規定の対象外ということになる。

※なお、2012年改正金商法は、店頭デリバティブ取引や外国市場デリバティブ取引から、商品関連市場デリバティブ取引を除外している（金商法2条22項、23項）。また、純粋な商品取引所は、金融商品市場から除外している（同法2条14項）。それ故、現在の東京商品取引所は、商品先物取引法の規制下のままである。

れているのはバランスを欠く、
というものであった。

(2) 産業構造審議会商品先物取引分科会における不招請勧誘禁止見直し論
に対する意見

しかし、2009年改正法を制定した国会の意思は、不招請勧誘禁止の範囲の拡大を志向するものであった。すなわち、同年改正法国会審議の付帯決議が、「さらに、施行後1年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定(不招請勧誘の禁止)の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時機を失することなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。」としていた。審議の中で、二階俊博経済産業大臣は「被害が解消しないかどうかについて、被害の発生が限りなくゼロに近づきつつあるか否かによって判断したいと思います」と答弁していた。

このように、2009年改正法を制定した国会は、被害が1年以内限りなくゼロに近づかない限り、不招請勧誘禁止の範囲をさらに個人相手の全ての取引に拡大することを志向していたものであるところ、現状では、現に不招請勧誘禁止の規制に違反して個人顧客に電話勧誘を行い、そこから従来同様の過当取引を行って被害を与えている事案がある。

当研究会の会員弁護士が現在、受任して処理している被害案件の中には、現に、不招請勧誘禁止の規制に違反して個人顧客に電話勧誘を行い、そこから従来同様の、無意味な反復売買を繰り返す等の過当取引を行って被害を与えている事案があった。また、現行制度上、不招請勧誘禁止規定が及んでいない「スマートCX」を勧誘し、これを端緒に従来同様の商品先物取引に引き込み、従来同様の過当取引を行って被害を与えている事案もあった。実際には顧客自ら勧誘を招請したものではないのに、顧客カードに自ら勧誘を招請しましたと内容虚偽の事実を記入させている事案があったため、産業構造審議会商品先物取引分科会報告書(案)に対し、2012年7月31日付けで不招請勧誘禁止規定を今後も継続すべきである旨の意見書¹⁰を提出した。

同じく、日本弁護士連合会は、2012年4月11日付けの「商品先物取引について不招請勧誘規制の維持を求める意見書」の中で、商品先物取引について不招請勧誘規制の維持を求めていた¹¹。

¹⁰ <http://www.futures-zenkoku.com/ikensyo/sakimono120731.pdf>

¹¹ <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2012/120411.html>

同意見書では、①不招請勧誘規制は、これまでの悪質かつ深刻な商品先物取引被害の状況に鑑み導入され、被害件数自体が減少していても、悪質な被害がなお存在する限り、不招請勧誘規制を行ってその被害の撲滅を図る必要がある、②商品先物取引業者の営業姿勢の問題から、深刻な被害が生じた過去の経緯から、取引所取引が透明・公正であるから国内商品先物取引については不招請勧誘規制が不要であるとの意見は受け入れがたい、③取引所取引に関する証券・金融デリバティブと商品デリバティブとのバランス論は、これまでの国内商品先物取引における悪質かつ深刻な被害の実情を無視している、④外国為替証

(3) 産業構造審議会商品先物取引分科会の平成24年8月21日付け報告書

その結果、産業構造審議会商品先物取引分科会の平成24年8月21日付けの報告書では、

「商品先物取引に係る苦情等の件数は着実に減少しており、不招請勧誘の禁止を含めた勧誘規制に関する累次の法律改正や関係者の法令遵守の取り組みが一定の効果をおよぼしていると考えられる。

不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実情を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである。

その上で、将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である。

なお、不招請勧誘の禁止についてはその導入時に、施行後1年以内を目に規制の効果及び被害の実態等を踏まえ必要に応じて政令指定の対象を見直し、一般個人を相手方とする取引全てに拡大する旨の附帯決議が衆参両院でなされたところであるが、現時点においては、こうした拡大が必要な状況にないと考えられ、引き続き、規制の効果と被害の実態を検証していくべきである。」という形での取りまとめがなされ、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持することが確認された。

4 内閣府副大臣の発言と「横並び論」について

- (1) 本年6月の第183国会の衆議院経済産業委員会における内閣府副大臣の答弁は、これまで経済産業省・農林水産省の所轄であった商品先物取引についても、総合取引所として一括的に取り扱う場合は、取引所取引を不招請勧誘の禁止から除外する、証券・金融商品と同様の規制¹²をお

抛金取引においては、不招請勧誘が禁止された以降に、取引高が増大し、不招請勧誘規制の存在が市場の活性化を阻害するとは言えない、⑤不招請勧誘規制が導入された2011年1月以降も、不招請勧誘規制を潜脱し、専門知識のない一般消費者を取引に引きずり込んで損害を被らせた事例が何件も判明しているとして、不招請勧誘の維持を求めている。

¹² 金融商品取引法38条4号は、「金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為」を不招請勧誘として禁止するが、

同法施行令16条の4で、不招請勧誘禁止の対象となる金融商品取引契約を、①店頭金融先物取引、②個人を相手方とする店頭デリバティブ取引に限定している。そのため、店頭FX取引は不招請勧誘の禁止対象であるが、取引所取引である「クリック365」は不招請勧誘禁止の対象外である。

また、金融商品取引業等内閣府令116条で、店頭金融先物取引、有価証券関連店頭デリ

くとのいわゆる「横並び論」を述べたものと理解される。同一の取引所内で行われる金融商品と商品先物の取引で規制に差異が生じるのは好ましくないとの認識に基づく意見であると思われる。

しかしながら、内閣副大臣の上記答弁は、金融庁・農林水産省・経済産業省の「総合的な取引所検討チーム」取りまとめにおける、「行為規制等については、現在の金融商品取引法の規制を原則として適用するが、商品先物取引法の現状の規制及び実施状況等を勘案して整備する」との結論に、真っ向から反している。特に、産業構造審議会商品先物取引分科会の平成24年8月21日付け報告書で、不招請勧誘禁止規定は維持するとの結論を全面否定するものである。

だが、単に規制は「横並び」で、というのであれば、異なる2つの規制をどのようにそろえるのかについては、幾つかの考え方があるはずである。本件も、不招請勧誘禁止の一律撤廃の方向だけではなく、逆に金融商品・証券についても必要な範囲で不招請勧誘禁止を導入するとの方向での議論があつて然るべきである。にもかかわらず、その点について何らの議論も説明もないまま、突然、商品先物についての不招請勧誘禁止の解除が言われるのは、全く合理性がない。

(2) そもそも総合取引所は、これまで異なる取引所でそれぞれ取り扱われてきた商品先物と金融・証券を、今後は一括的に取り扱おうとするのであるから、それぞれが過去においてどのような取引を行い、どのような業者がどのような風土の下で営業を行い、その結果どの程度の紛議を生み出してきたのかを無視することはできないはずである。当然、必要な規制の程度も、過去の実情等を踏まえ、それぞれ個別に検討して定めるべきであるし、上記「総合的な取引所検討チーム」取りまとめでは、商品先物取引法の現状の規制と実施状況を勘案するとしていた。2012年の改正金融商品取引法でも、商品先物取引法の市場デリバティブ取引の不招請勧誘禁止を見直す改正は行っていない。

もし、仮に横並び論を徹底するというのであれば、投資家保護のためには、必要とされる規制のうち最も規制の厳しいものに水準を合わせるべきである。現に、旧金融先物取引法では、FX業者が高齢者や主婦などを対象に、FX取引を勧誘し、トラブルを多発させたことから、金融先物取引法を改正して、FX取引業を登録制にするとともに、取引所・店頭を問わず、不招請の勧誘を禁止した¹³。これはFX取引が投機性が高く、一

バティブ取引、店頭デリバティブ取引の継続的取引関係のある顧客に対しては、不招請勧誘禁止の対象外となる（金商法38条但し書き）。

¹³ 旧金融先物取引法76条4号。FX取引における不招請勧誘の禁止の結果、FX取引によるトラブルは大きく減少することになり、他方で、店頭FX取引は、この不招請勧誘禁止を背景に、ネット取引を中心に自発的な取引が増加した。証券取引法の改正にともなって、金融先物取引法は2007年9月施行の金融商品取引法に統合されたが、その際に取引所取引を不招請勧誘の禁止から除外したのは、正しくなかった（桜井健夫・上柳敏郎・石戸谷豊著「新・金融商品取引法ハンドブック第3版」144頁）。

般投資家に対し、多くのトラブルを発生させたことからである¹⁴。取引所取引であるが故に、常に不招請勧誘禁止の対象外としていたのではないことがわかる。そうすると上場商品の中にはそこまで厳しい規制は必要ないというものも存在するが、不要な規制はしないという立場に立つとしても、横並び論それ自体が存在の前提を欠く。

不招請勧誘禁止についても、少なくともこれまで導入されていた商品先物に関して、まずは、その規制が必要なのかどうかに焦点を当てて検討すべきである。単なる横並び論だけでは、解除する理由がない。

5 商品先物取引に不招請勧誘禁止規定が必要な理由 1 導入前の状況

(1) 前述したように、商品先物取引については、過去数多の消費者被害を生んだ歴史がある。

その被害額が多額であり、長期にわたり継続的に資金の投入を迫られる結果資産のほとんどを搾り取られて、人間不信、家庭崩壊、精神疾患、自殺などの悲惨な事例が多数生まれたほか、被害者自身が横領等の犯罪行為を犯してしまうなど、深刻な結果を生み出すことも希ではないという点で、先物取引による被害は、消費者被害の中でも群を抜いて重大な被害であるといえることができる。

わが国の商品取引所は1950（昭和25）年に再開されたが、当初は仲介業者である商品取引員は、顧客となる者が訪れるのを待って注文をもらっていたため一般消費者を巻き込んだ紛議はほとんどなかった。ところが、1960年頃から、商品取引員が外務員を使って外交に歩かせる営業方式が始まり、消費者を巻き込む重大な被害が発生し始めた。やがてその勧誘方法は商品先物取引業界の営業の主流となり、2000（平成12）年から2004（平成16）年頃までは、国民生活センターの苦情相談でも毎年4000件を超える数が寄せられるなど、長い年月にわたり多数重大な被害が生み出されてきたのである。

(2) こうした被害発生を歴史を見れば明らかなように、先物取引の消費者被害多発の原因は、商品取引員の不招請勧誘にある。元来、訪問販売という販売形式は多数の紛議の温床となる、問題のある販売方法であるが（それ故、物品の販売・役務提供・権利の売買については、特定商取引法により消費者保護の規制がおかれている。）、その訪問販売の形式を用いて、これまで投機や相場に無縁の一般消費者に対し、密室内で、手慣れた者に虚実取り混ぜて勧誘する機会を与える不招請勧誘は、先物取引の

¹⁴ 「相談急増！外国為替証拠金取引－投資に関する知識・経験が十分ではない一般消費者は要注意－」（国民生活センター、2003年11月25日公表）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20031125_1.html

「外国為替証拠金取引－法規制前の駆け込み勧誘によるトラブルに要注意－」（国民生活センター、2005年2月3日公表）

<http://www.kokusen.go.jp/news/shoukokin.html>

分野でも当然のように多くの紛議を発生させた。先物といえば紛議、横領等不祥事の陰には先物取引有りと、先物取引に対する暗いイメージを植え付け、まじめに投資を考える者なら先物取引には手を出さないと云われる風潮を呼んだのは、まさに不招請勧誘が横行した結果である。

そのため、2009年国会では、前述したように、二階俊博経済産業大臣が、「今回の法案において不招請勧誘の禁止規定を導入し、…一般個人が意図せずトラブルに巻き込まれる事例は抜本的に解消していくものと考えております。しかしながら、その後も被害が解消しない場合には、一般個人を相手方とする商品取引の全般について不招請勧誘の禁止の対象とすることにしております。」「被害が解消しないかどうかについて、被害の発生が限りなくゼロに近づきつつあるか否かによって判断したいと思います。」といった答弁をするなど、商品先物取引被害の温床は不招請勧誘にあること、不招請勧誘を禁止して消費者被害を解消するしか、商品先物取引の負のイメージを脱却する方法はないとの見解が支配するようになっていたのである。

- (3) 2011（平成23）年1月施行の商品先物取引法第214条9号は、「商品取引契約（当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ¹⁵。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、または電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（委託者等の保護に欠け、または取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く¹⁶。）」を禁止した。まさに不招請勧誘を禁止することで多数の紛議を防止できるとの判断から法規制がされたのである。

6 商品先物取引に不招請勧誘禁止規定が必要な理由 2 導入後の紛議の状況

- (1) 2011（平成23）年1月、不招請勧誘禁止が導入された商品先物取引法施行後、商品先物取引を巡る紛議は沈静化している。それ以前から、商品取引所法の改正による法規制の強化や取引出来高の減少などの商品先物業界の事情により被害件数は減少傾向にあったが、不招請勧誘禁止による影響は相当大きなものがある。このことは、まさに不招請勧誘禁止が商品先物取引被害防止の要であることを端的に示している。

¹⁵ 施行令30条（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）で、①個人を相手方とする国内商品市場取引及び外国商品市場取引に係る商品取引契約であって、当該契約に基づく取引について、発生し得る損失の額が初期の投資額を上回る可能性のあるもの、②個人を相手方とするすべての店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約と規定している。

¹⁶ 他方、施行規則102条の2（不招請勧誘の禁止の例外）で、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客に対する勧誘で、既に商品先物取引契約を締結している顧客や、店頭FX取引の契約をしている顧客を除外している（①施行令30条に規定の商品取引契約、②金商法施行令16条の4第1項に規定する金融商品取引契約）。

(2) では、2011（平成23）年の不招請勧誘禁止規制の導入後、わずか2年余しか経過していない現段階で、もう規制を解除しても紛議の再発はないと断ずる根拠はあるのか。

残念ながら、現在も数が減ったとはいえ、ときおり報告される被害事例は、相変わらず、商品先物取引業者が昔ながらの手法を用いて、先物取引の知識経験のない素人を取引に引きずり込み、信頼関係を悪用して口座支配をし、恣に取引を繰り返して手数料を稼ぐ例がほとんどなのである。前述の産構審商品取引分科会での審議委員に対するヒアリングで、スマートCXという、不招請勧誘禁止の適用除外取引である小規模取引をまず不招請勧誘によって始めさせ、わずか数日で普通取引に切り替えさせて、昔ながらの両建、直し、途転、日計、手数料不抜けなどを多用しつつ手数料稼ぎをする例や、金の現物購入を広告しておいて問い合わせた者に先物を勧誘する不招請勧誘禁止の潜脱による被害事例などが報告され、そうした生々しい新しい被害事例の報告がなされ、同分科会では、不招請勧誘禁止を維持するとの確認がされた。

以上から、不招請勧誘禁止の導入が現在の商品先物取引被害を少なくしたと認めることはできるが、しかし、商品先物取引業者の営業姿勢や体質には大きな変化はなく、むしろ今も機会さえあれば従来と何ら変わらぬ被害を生み出しているといえる。このような状態であるなら、近い将来において不招請勧誘禁止を解除すれば、また商品先物取引被害が増大する危険性が極めて高いと考えられる。

(3) よって、現在も、商品先物取引において不招請勧誘禁止規制は必要な状態であるから、商品先物取引が総合取引所において取り扱われるようになって、不招請勧誘禁止は維持される必要がある。

金融商品取引法と商品先物取引法の規制の差をなくす必要があるとしても、投資家保護に万全を期するためには、金融商品取引法上の市場デリバティブ取引についても、商品先物取引法にあわせて、投機性が高く、相場の変動により、個人顧客の損失が初期の投資額を超えるおそれのある仕組みの取引に関しては、不招請勧誘禁止の対象とすべきである（商品先物取引法施行令30条参照）。

仮に、従前の市場デリバティブ取引を不招請勧誘禁止から除外する趣旨を維持するとしても、商品先物取引業者による営業姿勢や過去の先物取引被害の経過に鑑み、商品先物取引法上の不招請勧誘禁止規定を維持する必要性が高いことからすれば、少なくとも、金融商品取引法施行令第16条の4（不招請勧誘等が禁止される契約）に、商品関連市場デリバティブ取引を追加すべきである

7 不招請勧誘が市場の機能不全を来すおそれについて

(1) わが国の商品取引所は、長い間、リスクヘッジ目的の当業者の参加が少なく、さらにプロの大型ファンドの参加はほとんどなく、旧商品取引

員の外務員らが訪問勧誘、電話勧誘により集めてきた投機益をねらう個人顧客が参加者の大半を占めるというゆがんだ構成により運営されていた。

個人顧客のほとんどが、相場取引にも投機取引にも慣れていないいわゆる「素人」であって、相場に影響を与える情報の収集能力も分析能力も持たず、外務員の言いなりに売り買いを繰り返すことが多かった。

資金的にも小規模な資金しか用意できないため、多くの顧客が1年程度で資金枯渇のため退場してしまい、成熟した投資家が育つということもなかった。

そのため、取引所の取引が合理的な判断に基づき集積されているという事実は認めがたく、そこで形成された価格が適正なものであるとは言い難いため、わが国の商品取引所は博打場の様相を示していると、たびたび批判されていた。

(2) こうした過去の商品取引所の問題点は、不招請勧誘を中心とした営業によりもたらされたという面が大きいものである。

外務員が密室で、全く知識経験のない素人顧客に対し、「必ず儲かる」などの断定的判断を交えて熱心に勧誘すると、本来は勧誘すべきでない適合性を欠く顧客が多数紛れ込むことになりやすい。

こうした顧客らは自らの判断で取引をすることができないために、外務員に依存し、外務員の言いなりに取引を進めようとする。そのため、口座支配と呼ばれる、外務員お任せの取引が横行することになるのである。

その結果手数料稼ぎを目的とする頻繁売買が行われることになる。しかしその売買は市場での適正価格を探る合理的意思に基づくものではないため、適正価格を形成するには役立たない。市場に当業者の参加が少ないため、現物価格との乖離を調整する「現受け」がほとんどないことと相俟って、わが国の商品取引所での値動きは現物価額にほとんど影響を与えない、取引所限りのものであった。現物価格と取引所の価格が乖離すれば、ヘッジ機能は著しく低下するから、益々当業者の参加は得られなくなる。そのため、業者はさらに個人顧客を多く不招請勧誘で引き込んで、手数料を得るしか生き残る道がなくなることになる。

このような不招請勧誘に頼る営業が、わが国の商品取引所の機能を低下させ、取引所本来の役割を後退させていったのである。それをみると、今回、にわかに提唱された安易な不招請勧誘の解除は、再び総合取引所においても、取引所の機能低下と信用低下を招来しかねないものである。

(3) 商品先物取引を行う適合性を持つ投資家は、限定的な存在であろうと思われるが、そうした適合性を持つ投資家からすると、総合取引所における商品先物取引部門の機能が健全に保たれていることは重要な問題である。投資や投機を行う選択肢としての総合取引所が、単なる博打場に

過ぎないようなものであれば、参加する投資家の信用と資産を著しく損なうこととなる。

従って、安易な不招請勧誘の解除などに走ることなく、不招請勧誘に頼らない営業体制を指向し、市場参加者をバランスの取れた者にして市場本来の機能である、適正価格の形成が可能な場所とするよう務めるべきである。

8 結論

以上のとおり、総合取引所の下での商品先物取引の不招請勧誘規制の問題は2012年の産業構造審議会商品先物取引分科会において、各界の識者がさまざまな角度で議論をし、その結果、上記報告書のような取りまとめとなったわけであり、それからわずか1年後の現時点においてこれを変更しなければならない事情は何も生じていない。

その結果として、商品先物取引法214条9号及び関連政省令を廃止変更する必要はまったくない。また、同法の不招請勧誘禁止規定を廃止変更せず、たんに金融商品の定義に「商品関連市場デリバティブ」を入れたことによって、金融商品取引所下での商品先物取引に不招請勧誘禁止規定が適用されないとするのは、本末転倒の議論である。

したがって、当研究会としては、総合取引所の下でも商品先物取引の不招請勧誘禁止は、消費者保護の観点から維持すべきものであり、禁止撤廃には強く反対するとともに、金融商品取引法上の市場デリバティブ取引についても、商品先物取引法にあわせて、投機性が高く、相場の変動により、個人顧客の損失が初期の投資額を超えるおそれのある仕組みの取引に関しては、不招請勧誘禁止の対象とすべきである。仮に、従前の市場デリバティブ取引を不招請勧誘禁止から除外する趣旨を維持するとしても、商品先物取引法上の不招請勧誘禁止規定を維持する必要性が高いことからすれば、最低限、金融商品取引法施行令第16条の4（不招請勧誘等が禁止される契約）に、商品関連市場デリバティブ取引を追加することを求める。

以上